



島根県報

平成29年 2月28日 (火)

号外 第 1 1 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

(道 路 維 持 課) 2

道路の供用開始

(") 3

告 示

島根県告示第82号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成29年2月28日

島根県知事 溝口善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区間	変更前後の別	敷地の幅員 延長		
県道	黒沢安城浜田線	浜田市三階町1551番12地先から同地先まで	前	メートル 22.20～ 38.10	メートル 70.80	道路改良工事 拡幅
			後	25.70～ 57.40	70.80	
"	桜江金城線	浜田市金城町追原919番内2地先から同570番内1地先まで	前	4.00～ 7.00	179.30	浜田県土整備 事務所 道路改良工事 拡幅
			後	11.00～ 26.00	180.00	
"	"	浜田市金城町追原571番地先から同648番18地先まで	前	5.74～ 19.85	761.34	道路改良工事 拡幅
			後	10.57～ 23.85	759.72	

島根県告示第83号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成29年2月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	三刀屋佐田線	出雲市佐田町朝原1815番1地先から同434番5地先まで	メートル 95.70	平成29年 2月28日	出雲県土整備 事務所	
〃	桜江金城線	浜田市金城町追原919番内2地先から同570番内1地先まで	180.00	平成29年 2月28日	浜田県土整備 事務所	
〃	〃	浜田市金城町追原571番地先から同573番内7地先まで	200.00	平成29年 2月28日		